

美濃加茂市監査委員告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により、
令和 8 年 6 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

美濃加茂市監査委員 渡 邊 竜 彦
 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 8 年 7 月 2 7 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
子育て支援課	【検討】 ファミリー・サポート・センター事業運営委託業務については、委託契約書の仕様書本文中に、サポート会員報酬の内、市が負担する金額を受託者が市（委託者）に請求し、サポート会員に支払う業務を明記されたい。
商工観光課	【注意】 美濃加茂市商工業振興事業補助金（小規模事業者経営改善普及事業）の申請については、補助金交付申請書に添付された総括表とその積算根拠となる予算明細の資料との整合性が取れていない。他の補助事業の市補助金額が小規模事業者経営改善普及事業の補助金額に合算されている。 については、総括表の積算根拠となる資料は、商工会議所に対する各種の市補助事業ごとに作成し、総括表との整合性を図り、補助金の申請根拠を明確にするよう指導されたい。

ひとづくり課

【指導】

美濃加茂市子ども会育成連絡協議会活動補助金の補助額は、対象経費の1/2以内で、限度額が700,000円である。

しかし、令和8年度分は、対象経費が、1,400,000円を下回っているにもかかわらず、限度額700,000円の交付決定がなされ、概算払い請求書の受付により、700,000円が支払われていることは、不適切である。補助金交付決定の変更もしくは取り消し及び再度、適切な補助金交付決定の通知を行い、速やかに補助金の一部又は全部の返還請求を実施されたい。

また、前年度の予算資料によれば、令和7年度分も対象経費は1,400,000円を下回っているが、補助金交付事務が適切に行われているか確認し、対象経費の実績額が、1,400,000円を下回っている場合は、速やかに補助金の一部返還請求を行う必要がある。

今後は、補助金交付事務にあたっては、補助対象経費の精査を適切に実施されたい。